

回覧

令和6年度農作業標準労賃・機械作業標準料金表

佐久穂町農林業技術者連絡協議会

農作業標準労賃・農業機械作業標準料金を次のとおり定める。

単位：円

作業名		単位	金額(円)	備考		
標準 労賃	稲作一般作業	1時間当たり	950			
	畑作一般作業	//	950	(花卉・果樹含む)		
	野菜収穫作業	//	1,070			
	果樹剪定作業	//	1,490			
	草刈り作業	//	1,660	ピーバー使用・機械燃料代含む		
機械 標準 作業 料金	トラクター	すき起し	10a 当たり	11,900	作業が困難な水田については割り増しとする。 ・ 出入りが不便 ・ 面積6a以下 ・ 湿田、石が多い圃場	
		ロータリー耕耘	//	10,000		
		代かき	//	10,000		
		畦塗	100m 当たり	11,000		
	田植機		10a 当たり	12,900	植え付けのみ	
	自脱コンバイン		10a 以上	28,700	いずれも 刈り取りのみ	
			10a 未満	32,900		
			1a 当たり	2,860		倒伏田割増
			//	560		湿田割増
			ワラ結束料 10a 当たり	3,100円	全結束の場合	※結束料金は結束割合で変動します。 例) 1/3 結束 1,030円 1/2 結束 1,550円 2/3 結束 2,070円
わら処理	ミニロール ベラー	1束 当たり	310円	作業時間等により当事者間で料金の調整を行う		

(注)

1. 上記は、目安として設定したものです。支払う金額は圃場の条件（作業の難易・土質・大小）や時間、作業内容などにあわせて、双方の話し合いで決定してください。
2. 消費税は内税とする。
3. 耕耘作業水田は、15cm耕起を標準とする。
4. 遠隔地への機械移動は実費を徴収する。
5. 食事及びお茶等は、請負者（労働者）の負担とする。

※佐久穂町農林業技術者連絡協議会の事務局は、役場産業振興課（Tel.86-2529）内にあります。